

労働安全衛生規則の規定に基づく告示等について【化学物質関連】

厚生労働省より、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第332号）及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」（技術上の指針公示第29号）が令和8年8月31日に告示・公示され、令和9年10月1日に適用される旨、通知がありましたので下記によりお知らせいたします。

記

■今回改正の概要（詳細は以下の「関連通達（都道府県労働局長あて）」を参照）

●改正告示の概要

- ・対象化学物質（48物質）の追加
- ・六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を既に濃度基準値が定められている弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）に追加

●改正指針の概要

- ・改正告示により追加された対象化学物質（48物質）の測定方法を追加
- ・六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）に追加

■関連通達（都道府県労働局長あて）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001744180.pdf>

■関連法令

- ・労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001744178.pdf>

- ・化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針
新旧対照表

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001743189.pdf>

全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001743178.pdf>

■厚生労働省ホームページ

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html